

防犯カメラ管理運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、埼玉県防犯指針・防犯カメラの設置と利用に関する指針（平成17年策定）の趣旨に則り、埼玉県立大宮南高等学校（以下「本校」とする）が設置する防犯カメラについて、生徒の安心・安全な学校生活の確保と県民等のプライバシー保護との調和を図り、適正に管理することを目的とする。

(防犯カメラの設置)

第2条 防犯カメラ設置は生徒及び施設設備等の安全を守ることを目的とする。

(対象となるカメラと撮影範囲)

第3条 この運用基準の対象は、第1条に規定する本校施設内及び敷地内に設置された防犯カメラ及び屋外装置とする。

2 防犯カメラによる撮影は、設置目的を達成するために必要な範囲に限るものとする。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラ及び録画記録を適正に管理するため、管理責任者を置くものとし、本校校長を以てこれにあたる。

2 管理責任者は、防犯カメラにより知り得た情報について、漏えい又は不正な使用がなされないよう適切な措置を講じるものとする。

3 管理責任者は、本校管理職及び教職員（生徒指導部及び保健環境部）からなる防犯カメラ運用委員会を設けることができる。

(カメラ設置の表示)

第5条 管理責任者は、施設利用者等が防犯カメラの設置を認識できるよう、施設内又は敷地内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示しなければならない。

(録画記録の保存及び閲覧)

第6条 録画記録の保存期間は1か月以内とし、保存期間を過ぎたものは速やかに消去するものとする。ただし、管理責任者が特別な理由があると認めた場合はこの限りでない。

2 録画記録は、原則として複製、加工をしてはならない。

3 録画記録は、次条に定める利用又は提供の場合を除き、施設外に持ち出してはならない。

4 録画装置は、安全に管理できる場所に置かなければならない。

5 録画記録は、管理責任者が認めた者のみ閲覧できるものとする。

(録画記録の利用及び提供)

第7条 録画記録は、次の各号に掲げる場合を除き、設置目的以外に利用又は提供してはならない。

(1) 法令に基づき文書で提供を求められたとき

(2) 捜査機関から犯罪捜査目的で文書により提出を求められたとき

(3) 個人の生命、身体または財産を保護するため緊急かつやむを得ないとき

(その他)

第8条 この運用基準に定めるもののほか、録画記録に関する取扱いは、埼玉県防犯指針・防犯カメラの設置と利用に関する指針、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）の規定によるものとする。

2 前項の規定によらない場合、管理責任者は本校防犯カメラ運用委員会に諮問できるものとする。

3 管理責任者は、防犯カメラを設置した施設の管理を委託する場合は、受託者に運用基準を遵守させなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

(見直し)

2 この基準は、本校教職員及び保護者、生徒から要望があった場合、この運用基準の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。